

▶ 営業日・ご利用時間 ◀

24 時間 365 日

▶ 登録対象者 ◀

鎌倉市内在住（住民票のある方）

▶ ご利用対象介護度 ◀

介護認定の要介護 1～5 の方

▶ ご利用料金 ◀

介護保険 1 割負担若しくは 2 割負担

※下記は、1 割負担の場合の自己負担額

要介護 1	13,365円
要介護 2	18,701円
要介護 3	26,289円
要介護 4	29,816円
要介護 5	33,726円

宿泊費：一泊 3,000円

食費：朝食 400円 昼食 700円
夕食 700円

おやつ：100円

初期加算：31円/日（初期30日のみ発生）

★利用料は1ヶ月単位の定額制です。

★宿泊費、食費などがご利用毎にかかります。

※他の加算要件該当の場合には別途ご案内致します。

【地図・交通案内】



【アクセス】

★湘南モノレール西鎌倉駅より江ノ島方面に向かって徒歩10分程（御所が丘入口信号左）

★江ノ島電鉄腰越駅より西鎌倉方面に向かって徒歩15分程（御所が丘入口信号右）

【お問い合わせ先】

介護保険事業所番号 1492100290

看護小規模多機能ホーム聖テレジア

〒248-0032 鎌倉市津 602-184

TEL: 0467-38-0770

FAX: 0467-38-0771

担当：古本・上田



社会福祉法人聖テレジア会

看護小規模 多機能ホーム 聖テレジア

運営：鎌倉リハビリテーション聖テレジア病院



ひとり一人の暮らしぶりに合わせる
オーダーメイドケアを目指して

訪問看護・介護・リハビリ、デイサービス、ショートステイを一体的に提供し、ご自宅での生活を支援するための施設です。ご利用者の方々に生き甲斐を感じて頂ける施設運営を目指します。

<看護小規模多機能型居宅介護とは>

痰の吸引や床ずれ、胃ろう造設、インスリン等の医療管理が必要な方、軽い要介護の方等にも、「訪問介護・看護」「通い」「宿泊」サービスの提供を通じて、住み慣れた地域で自分らしく生活をしていけるように、要介護になっても安心して暮らしていただけるための専門性と機能を持った、在宅介護を応援する第二の家です。

■登録定員 29名

- ・通い：定員 18名/日 ・泊まり定員 9名/日、
- ・訪問：定員 29名/24時間365日対応



リハビリについて

☆生活機能と生活意欲の維持・向上を目指した取り組み

利用者様お一人お一人をリハビリテーション専門医が診察し、必要なリハビリプログラムを含めた、望ましい生活の仕方についてのアドバイスをいたします。当施設の職員は、それを参考に快適な生活のお手伝いを致します。

『病院から退院と言われた。でも、まだ不安がある！』、『一人暮らしなので、いざ困った時自信がもてない。』、『仕事しながら両親と暮らしていきたい。もうちょっと手があれば両立できるのになぁ・・・。』、『介護も不安だけど、看護も心配・・・。できるかなぁ。』、『いつまでもお母さんらしく、お父さんらしく、過ごしてほしい！』、『認知症が心配になってきた・・・。』 等々

訪問介護・看護

人それぞれ、お手伝いしてほしいことは皆違います。
ご本人様の状態や、ご家族の介護の慣れ、仕方などによって、回数、時間も内容も異なります。
そのご家庭の事情やご利用者様の暮らしに合わせた介護・看護を提供します。

通い（デイサービス）

不規則な時間の使い方でも対応します。
その方の暮らし・生活に合わせて、時間と曜日を調整します。また、緊急な時にも対応します。暮らし・生活の中で、近頃身体機能が落ちてきたり、困っている事が増えてきた方に、リハビリテーション専門医の訪問診察を含め、ご相談に応じていきます。

泊まり（ショートステイ）

今日その日、突然にショートステイが必要になった時、介護者やご家族が病気や怪我に見舞われた時、一週間のうちに何日か介護休暇が必要な時など、顔馴染みの職員がいるいつもの場所で宿泊が出来ます。

<ご登録までの流れ>

1. ご登録のお問い合わせ・相談

まず気軽にお問合せください、ご利用やご契約について詳しいご案内をさせていただきます。

2. お申込み

登録を希望される方は申込書を提出ください。必要書類等の説明をさせていただきます。

3. 訪問・面談

ご本人様のいらっしゃる所へ訪問させて頂き、ご本人様、ご家族様、担当ケアマネージャー様(いらっしゃる場合)との面談をさせていただきます。

4. 登録判定

面談をもとに、ご利用可能かどうかを検討させていただきます。検討結果を電話などにてご連絡致します。

5. ご契約

登録決定連絡後、契約の締結をさせていただきます。

6. 書類提出

居宅サービス計画作成依頼届を保険者に提出。

7. 書類作成

居宅介護計画書及び看護小規模多機能型居宅介護計画書を作成致し、ケアプランをご利用者様及びご家族様に説明し、同意を頂いてから計画書に基づいたサービス提供が開始可能となります。
また、機能訓練が必要なご利用者様にはリハビリテーション専門医が1週間以内に評価し、スタッフへ助言・指導を行い、リハビリテーションを致します。

8. 利用開始

ご利用者様、ご家族と、職員が、常に目標やご状態などを共有し、サービスを提供してまいります。